

定

款

株式会社 東和銀行

昭和45年	4月30日變更
昭和47年	5月10日變更
昭和48年	5月10日變更
昭和50年	5月10日變更
昭和51年	8月17日變更
昭和56年	6月22日變更
昭和57年	4月 1日變更
昭和57年	6月22日變更
昭和63年	6月29日變更
平成 元年	2月 1日變更
平成 3年	6月27日變更
平成 5年	6月29日變更
平成 6年	6月29日變更
平成10年	6月26日變更
平成12年	6月29日變更
平成14年	6月27日變更
平成15年	6月27日變更
平成16年	6月29日變更
平成18年	6月29日變更
平成19年	6月28日變更
平成20年	6月27日變更
平成21年	6月26日變更
平成21年1	1月27日變更
平成22年	6月29日變更
平成23年	6月24日變更
平成26年	6月26日變更
平成27年	6月25日變更
平成28年	6月28日變更
平成29年	6月27日變更
令和 4年	6月29日變更

# 株 式 会 社 東 和 銀 行 定 款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当銀行は、株式会社 東和銀行と称する。  
英文では、THE TOWA BANK,LTD.と表示する。

(目 的)

第 2 条 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付け、または手形の割引ならびに為替取引
2. 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務
3. 国債、地方債、政府保証債に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務
4. 証券投資信託の受益証券等の募集の取扱いその他の業務
5. 信託業務
6. 担保附社債信託法その他の法律により銀行が営むことのできる業務
7. その他前各号の業務に付帯または関連する事項

(本店の所在地)

第 3 条 当銀行は、本店を群馬県前橋市におく。

(機 関)

第 4 条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当銀行の公告は、電子公告の方法により行う。  
ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合には、前橋市において発行する上毛新聞及び東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数・発行可能種類株式総数)

第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、130,000,000 株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

普通株式	130,000,000 株
第二種優先株式	20,000,000 株

(市場取引等による自己の株式の取得)

第 7 条 当銀行は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株

式を取得することができる。

(株主との合意による自己の株式の取得)

第7条の2 当銀行は、会社法第459条第1項第1号に掲げる事項については、取締役会の決議によって定めることができる。

(単元株式数)

第8条 当銀行の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利

(株式取扱規程)

第10条 当銀行の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当銀行は、株主名簿管理人をおく。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。
- ③ 当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当銀行においてはこれを取り扱わない。

## 第 2 章 の 2 第 二 種 優 先 株 式

(第二種優先配当金)

第11条の2 当銀行は、第38条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者と同順位にて、第二種優先株式1株につき、第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、第二種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下、「第二種優先配当金」という。）の配当をする。配当年率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度において第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対して第11条の3に定める第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

- ② ある事業年度において第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第二種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

- ③ 第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、第二種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロもしくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 12 号ロもしくは第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(第二種優先中間配当金)

第 11 条の 3 当銀行は、第 39 条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者と同順位にて、第二種優先株式 1 株につき、第二種優先配当金の額の 2 分の 1 を上限とする金銭（以下、「第二種優先中間配当金」という。）を支払う。

(第二種優先株主に対する残余財産の分配)

第 11 条の 4 当銀行は、残余財産を分配するときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者と同順位にて、第二種優先株式 1 株につき、第二種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額を踏まえて第二種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。

- ② 第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(第二種優先株主の議決権)

第 11 条の 5 第二種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第二種優先株主は、定時株主総会に第二種優先配当金の額全部（第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、第二種優先配当金の額全部（第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時より、第二種優先配当金の額全部（第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(普通株式を対価とする取得請求権)

第 11 条の 6 第二種優先株主は、次項に定める取得を請求することができる期間中、当銀行に対して自己の有する第二種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は第二種優先株主がかかる取得の請求をした第二種優先株式を取得すると引換えに、第 3 項に定める財産を当該第二種優先株主に対して交付するものとする。

- ② 前項における取得を請求することができる期間は、第二種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める期間（以下、「取得請求期間」という。）とする。
- ③ 当銀行は、第二種優先株式の取得と引換えに、第二種優先株主が取得の請求をした第二種優先株式数に第二種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を次項に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式

の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

- ④ 取得価額は、当初、当銀行の普通株式の時価を基準として第二種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により算出される額とし、当該決議により取得価額の修正および調整の方法を定めることができるものとする。当銀行は、当該決議により取得価額の修正を定める場合、修正される額の下限を定めるものとし、取得価額が下限として定める額を下回った場合、取得価額は下限として定める額に修正されるものとする。

(金銭を対価とする取得条項)

第11条の7 当銀行は、第二種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第二種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかる第二種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産を第二種優先株主に対して交付するものとする。なお、第二種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

- ② 当銀行は、第二種優先株式の取得と引換えに、第二種優先株式1株につき、第二種優先株式の払込金額相当額を踏まえて第二種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。

(普通株式を対価とする取得条項)

第11条の8 当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない第二種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日をもって取得する。この場合、当銀行は、かかる第二種優先株式を取得するのと引換えに、各第二種優先株主に対し、その有する第二種優先株式数に第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細は第二種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(株式の分割または併合および株式無償割当て)

第11条の9 当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第二種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

- ② 当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第二種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

### 第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 当銀行の定時株主総会は、毎年4月1日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときにこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当銀行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をも

って、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(議長)

第 14 条 株主総会の議長は取締役頭取がこれにあたる。

取締役頭取に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれに代る。

(電子提供措置等)

第 15 条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

- ② 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当銀行の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当銀行に提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会の議事については、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名押印して、当銀行に保存する。

(準用規定)

第 18 条の 2 第 13 条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

- ② 第 14 条、第 15 条、第 16 条第 1 項および第 17 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。
- ③ 会社法第 324 条第 2 項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当銀行の取締役は 10 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 当銀行の取締役は、株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(社外取締役の責任限定契約)

第 22 条 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外取締役との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。

(取締役会規程)

第 23 条 取締役をもって取締役会を組織する。

② 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役会の招集)

第 24 条 取締役会は、取締役会長が招集してその議長となる。

取締役会長に欠員または事故あるときは取締役頭取がこれに代り、また取締役頭取に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代る。

② 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の 3 日前までに発するものとする。

ただし、緊急の必要があるときは、さらに、これを短縮することができる。

③ 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときには、招集手続を経ないで開催することができる。

(取締役会の決議)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってこれを行なう。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会の議事については、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印して、当銀行に保存する。

(役付取締役および代表取締役)

第 27 条 当銀行に、取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役頭取各 1 名、取締役副頭取、専務取締役および常務取締役各若干名をおく。ただし、業務の都合により取締役会長、取締役副頭取、専務取締役および常務取締役はこれをおかないことができる。

② 取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取、専務取締役および常務取締役は取締役会の決議により取締役中から選定する。

③ 取締役頭取は当銀行を代表する。

取締役会は、その決議により取締役頭取のほか、その他の取締役のうち若干名を代



表取締役として選定することができ、代表取締役は各自銀行を代表する。

- ④ 取締役会長は銀行の業務を総覧し、取締役頭取は銀行の業務を統轄する。

取締役副頭取および専務取締役は取締役頭取を補佐して業務を執行し、常務取締役は取締役頭取を補佐して業務を分掌する。

- ⑤ 取締役頭取に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い取締役副頭取、専務取締役または常務取締役が取締役頭取の職務を行なう。

(執行役員)

第 28 条 取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、業務執行を委ねることができる。

- ② 当銀行と執行役員の関係は、委任に関する規定によるものとし、執行役員に関する事項は、本定款のほか、取締役会の定める執行役員規程による。

(相談役、特別顧問、顧問、参与)

第 29 条 取締役会の決議により相談役、特別顧問、顧問、参与若干名をおくことができる。

## 第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 30 条 当銀行の監査役は 5 名以内とする。

(監査役の選任)

第 31 条 当銀行の監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(社外監査役の責任限定契約)

第 33 条 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。

(常勤監査役)

第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第 35 条 当銀行の監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の 3 日前までに発するものとする。

- ② 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行なう。

(監査役会の議事録)

第 37 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。

(監査役会規程)

第 38 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会の定める監査役会規程による。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 39 条 当銀行の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(期末配当金)

第 40 条 当銀行は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を行う。

(中間配当金)

第 41 条 当銀行は取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行なうことができる。

(配当金の除斥期間)

第 42 条 配当金は、その配当金支払開始の日から満 5 年を経過したときは、当銀行はその支払の義務を免れるものとする。

② 未払い配当金については利息は付さない。

(附則)

- ① 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和4年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずる。
- ② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
- ③ 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。